

## 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

### 1 事業主体の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 事業主体名 | 株式会社レジデンス熊谷      |
| 代表者名  | 代表取締役 代 静雄       |
| 所在地   | 埼玉県熊谷市太井 1647-1  |
| 設立年月日 | 平成 17 年 1 月 27 日 |
| 資本金   | 1,000 万円         |

### 2 事業所の概要

|                |   |
|----------------|---|
| 事業所名           | レジデンス熊谷   |
| 所在地            | 埼玉県熊谷市太井 1647-1   |
| 事業者指定番号        | 埼玉県特定施設 1 1 7 3 1 0 1 4 9 2   |
| 施設の類型          | 介護付有料老人ホーム<br>利用権方式<br>職員体制 3 : 1 以上  |
| 管理者・連絡先        | 代表取締役：代 静雄 TEL：048-599-1001   |
| 施設の運営方針<br>と目的 | 入居者のライフスタイルを尊重し自助を支援します。<br>健康管理・食事・介護、その他生活サービスにいたるまで日常生活のあらゆる面でのサービスを提供させていただきます。 |
| 開設年月日          | 平成 18 年 10 月 1 日  |
| 交通の便           | JR 高崎線 行田駅より約 700m（徒歩約 10 分）  |
| 建物概要           | 鉄筋コンクリート造／一部鉄骨造／3 階建  |
| 敷地面積           | 1479.99m <sup>2</sup>   |
| 延床面積           | 2172.92m <sup>2</sup>   |

### 3 設備の概要

| 区分   | 数量・規模                            |
|------|----------------------------------|
| 入居定員 | 43 名                             |
| 居室   | 43 室／各居室：24.53m <sup>2</sup> ／   |
| 食堂   | 3 ヶ所／各食堂：271m <sup>2</sup>       |
| 浴室   | 3 室 47.76m <sup>2</sup> （特浴：1 室） |
| 事務所  | 1 室／24.30m <sup>2</sup>          |
| お手洗い | 1・2・3 階：各 1 ヶ所／全居室完備             |

#### 4 事業所の職員体制

| 職種      | 従事するサービス内容                                | 人員                |
|---------|---|-------------------|
| 施設長     | 施設長は、業務の管理を一元的に行います。                      | 1人（常勤）            |
| 生活相談員   | 生活相談員は、入居者およびその家族等の相談業務を行います。             | 1人（常勤）            |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員は、入居者の特定施設サービス計画の作成を行います。          | 1人（常勤）            |
| 看護職員    | 看護職員は、入居者の健康状態の把握および処置、服薬の管理等を行います。       | 1名（常勤）<br>2名（非常勤） |
| 介護職員    | 介護職員は、入居者の入浴、排泄、食事等の介護を行います。              | 7名（常勤）<br>7名（非常勤） |
| 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能改善のための訓練を行います。 | （常勤）<br>1名（兼務）    |

#### 5 利用料金 ※1ヶ月（30日）あたり

|      |         |
|------|---------|
| 要支援1 | 5,450円  |
| 要支援2 | 9,370円  |
| 要介護1 | 16,220円 |
| 要介護2 | 18,170円 |
| 要介護3 | 20,260円 |
| 要介護4 | 22,210円 |
| 要介護5 | 24,280円 |

・上記の金額は、介護保険の1~3割負担分です。

\*オムツ代金は別途発生します。

#### 6. 支払い方法

上記の利用料は月末で締め、翌15日までに請求をお送りします。お支払い方法は、口座振替とさせていただきます。（口座振替の手続きに約2ヶ月かかります）

#### 7 秘密保持

事業所および従業員等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

## 8 協力医療機関

|   |
|---|
| やまかわ内科クリニック<br>埼玉県行田市壺里山 18-6 TEL : 048-564-1477      |
| 行田総合病院<br>埼玉県行田市持田 376 TEL : 048-552-1111             |
| 熊谷外科病院<br>埼玉県熊谷市佐谷田 3811-1 TEL : 048-521-4115         |
| 行田協立診療所（歯科往診）<br>埼玉県行田市本丸 18-3 TEL : 048-556-4581     |
| ゆうあい内科・脳神経クリニック<br>埼玉県熊谷市太井 1685-1 TEL : 048-522-8880 |

- ・入居者が選択する医療機関に受診することも可能です。
- ・医療機関の費用は、自己負担となります。

## 9 非常災害対策

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 非常時の対応 | 別途定める「レジデンス熊谷 消防計画」に基づき対応します。 |
| 防災設備   | 自動火災報知機                       |
|        | 非常用通報装置                       |
|        | 非常用放送装置                       |
|        | 非常階段                          |
|        | 消火器                           |
|        | スプリンクラー                       |
| 防災訓練等  | 防災訓練は、消防計画に基づき年 2 回実施します。     |

## 10 損害賠償

|   |
|---|
| (賠償責任)<br>天災、地変その他の不可抗力により、乙（利用者）が受けた損害、災害については、事業者は一切の責任を負わないものとします。 |
|---|

## 1 1 契約の終了

(契約の終了)

\* 次の各号に該当した場合には、この契約を終了するものとします。

- 一 入居者が死亡した時
- 二 事業者が第 14 条の規定に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した時
- 三 入居者が第 15 条の規定に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した時
- 四 目的施設が、天変地異その他の不可抗力により滅失し、または修復に多大な費用を要する程度に毀損した時

(事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、次の各号に該当した場合には、乙に対し、30 日以上予告期間をおいてこの契約を解除できるものとします。
  - 一 入居申込書等の書類に虚偽の事項を記載する等、不正な手段により入居した時
  - 二 家賃、管理費、その他の費用の支払いを遅延し、事業者の督促にも係わらず遅滞額が 3 ヶ月分に達した時
  - 三 入居者の行動が、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす等、共同生活の秩序を著しく乱す行為があり、円滑な共同生活を維持できないと認めた時
- 2 入居者は、前項の規定により事業者がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後 7 日以内に専用居室を明け渡すものとします。
- 3 事業者は、本条第契約の解除通告を行うに先立って、必ず入居者および身元引受人にその理由を説明するとともに、弁明の機会を設けるものとします。
- 4 事業者から契約解除の申出があった場合には、事業者は次に掲げる事項の確認を行います。

- 一 医師の意見を聞くこと
- 二 入居者または身元引受人の同意を得ること
- 三 一定の観察期間を設けること

(入居者の契約解除)

- 1 入居者は、この契約を解除する場合には、30日以上の予告をおいて、管理規程に定める契約解除を事業者に届け出るものとし、その契約解除届に記載された予告期間満了日をもって、この契約は解除されるものとします。
- 2 入居者は、契約解除日までに専用居室を明け渡すものとします。
- 3 入居者は、契約解除日を提示せず退去した場合には、事業者は入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日をもって、この契約は解除されたものとします。

## 1.2 相談窓口、苦情対応

・当事業所のサービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

|        |  |
|--------|--|
| 電話番号   | 048-599-1001   |
| FAX 番号 | 048-599-1002   |
| 担当者    | 生活相談員  |
| その他    | 苦情、相談については、生活相談員を中心に管理者が責任をもって対応します。<br>不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情・相談票」に記録し、生活相談員、管理者に引き継ぎます。 |

・その他埼玉県国民健康保険団体連合会および市町村

|                    |  |
|--------------------|--|
| 埼玉県国民健康保険団体<br>連合会 | 所在地：さいたま市 中央区下落合1704国保館<br>TEL：048-824-2567<br>対応時間：8：30～17：00 |
| 熊谷市福祉部<br>長寿いきがい課  | 所在地：熊谷市宮町2-47-1<br>TEL：048-524-1111<br>対応時間：9：00～17：00         |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 大里広域市町村圏組合<br>介護保険課 | 所在地：熊谷市曙町2-68<br>TEL：048-501-1330<br>対応時間：9:00～17:00 |
|---------------------|--|

#### 説明確認

サービス契約の締結にあたり、上記により特定施設入居者生活介護重要事項を説明しました。

説明 代静雄 \_\_\_\_\_ (印)

サービス契約の締結にあたり、上記により特定施設入居者生活介護重要事項の説明を受けました。

確認者 \_\_\_\_\_ (印)